

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年3月27日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 三条市農業委員会規則の一部改正について
- 議第 8号 農業委員会事務局職員の配置替について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員 | 2番 阿部眞佐雄 委員 |
| 3番 小川弘樹 委員 | 4番 渡邊勝夫 委員 |
| 5番 田邊敦子 委員 | 6番 三師満夫 委員 |
| 7番 五十嵐秀一 委員 | 8番 小林茂宏 委員 |
| 9番 坂井浩行 委員 | 10番 原田勝 委員 |
| 11番 渡邊一英 委員 | 12番 廣川哲也 委員 |
| 13番 清野秀作 委員 | 14番 佐藤秀樹 委員 |
| 15番 佐藤一富 委員 | 16番 藤田吉則 委員 |
| 17番 熊倉睦 委員 | 18番 田邊稔 委員 |
| 19番 佐藤裕雄 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利 弥 委員	内山 清 委員
内山 敏 雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一 夫 委員	蒲澤 利 嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
捧 幸 伸 委員	長谷川 淨二 委員
原田 孝一 委員	松岡 博一 委員
吉田 精一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 1名

栗原 一郎 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
臨時職員	渡辺 真那

午後3時00分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、これより3月の定例総会を開会いたしたいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。6番、三師満夫委員、14番、佐藤秀樹委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、皆さんにお諮りしたいと思います。私を含め、議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様のご同意を得てから議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、ご同意を頂きましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明いたします。

1ページをご覧願います。今月の申請は、3件で、合計面積1万4,208㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

それでは、696番から順にご説明をいたします。

696番は、栗林地内の農地6筆、6,062㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

697番は、吉野屋地内の農地2筆、2,033㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

698番は、吉野屋地内外の農地計3筆、6,113㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明をいたします。

36ページをご覧願います。今月の申請は、新規設定57件、面積54万2,465.59㎡、再設定7件、面積4万6,074㎡、合計では64件、面積58万8,539.59㎡であります。

それでは、2ページにお戻りをいただき、699番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

699番から10ページの724番までの26件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

699番は、帯織地内外の農地計10筆、3万1,762.30㎡。

700番は、原地内の農地2筆、3,569㎡。

701番は、長沢地内の農地5筆、3,158㎡。

702番は、下大浦地内外の農地計7筆、5,388㎡。

703番は、濁沢地内の農地1筆、1,145㎡。

704番は、森町地内の農地2筆、3,773㎡。

4ページをお願いいたします。

705番は、荒沢地内の農地1筆、1,592㎡。

706番は、上谷地地内の農地1筆、533㎡。

707番は、上谷地地内の農地2筆、3,317㎡。

708番は、東大崎地内の農地3筆、3,519㎡。

709番は、東大崎1丁目地内の農地10筆、2,247㎡。

710番は、東大崎1丁目地内外の農地計6筆、3,664㎡。

6ページをお願いいたします。

711番は、柳沢地内の農地3筆、1,264㎡。

712番は、長嶺地内の農地7筆、1,493.11㎡。

713番は、福島新田地内の農地2筆、6,212㎡。

714番は、鹿峠地内の農地1筆、1,050㎡。

715番は、笹岡地内の農地2筆、5,647㎡。

716番は、馬場地内の農地6筆、2,872㎡。

8ページをお願いいたします。

717番は、井栗地内の農地5筆、5,195㎡。

718番は、牛ヶ島地内の農地4筆、5,030㎡。

719番は、牛ヶ島地内の農地2筆、2,425㎡。

720番は、牛ヶ島地内の農地1筆、1,166㎡。

721番は、三柳地内の農地3筆、5,566㎡。

722番は、吉野屋地内の農地1筆、2,135㎡。

723番は、栄荻島地内外の農地計7筆、1万6,611㎡。

10ページをお願いいたします。

724番は、笹岡地内外の農地計3筆、5,215㎡。

以上、26件は、相対で、新規に、それぞれ利用権を設定するものであります。

次の725番から32ページの755番までの31件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が、新規に、10年間、利用権を設定するものであります。

それでは、725番から順にご説明をいたします。

725番は、下保内地内の農地1筆、2,023㎡。

726番は、西中地内の農地4筆、1,772㎡。

727番は、東鱈田地内外の農地計4筆、9,010㎡。

728番は、金子新田地内の農地1筆、544㎡。

729番は、金子新田地内の農地1筆、377㎡。

730番は、金子新田地内の農地6筆、7,349㎡。

12ページをお願いいたします。

731番は、小古瀬地内外の農地計44筆、4万5,584.90㎡。

14ページをお願いいたします。

732番は、福島新田地内の農地32筆、2万0,268.82㎡。

733番は、福島新田地内外の農地計11筆、1万2,789㎡。

16ページをお願いいたします。

734番は、福島新田地内外の農地計32筆、1万8,749.81㎡。

735番は、福島新田地内の農地25筆、2万2,211.61㎡。

18ページをお願いいたします。

736番は、福島新田地内の農地13筆、1万1,914.91㎡。

737番は、福島新田地内外の農地計22筆、3万6,383㎡。

20ページをお願いいたします。

738番は、福島新田地内の農地1筆、1,078㎡。

739番は、福島新田地内外の農地計21筆、2万2,492㎡。

740番は、福島新田地内外の農地計8筆、1万4,549㎡。

741番は、福島新田地内外の農地計20筆、1万3,564㎡。

22ページをお願いいたします。

742番は、福島新田地内外の農地計75筆、2万7,604.74㎡。

25ページをお願いいたします。

743番は、福島新田地内の農地12筆、2,443㎡。

26ページをお願いいたします。

744番は、福島新田地内の農地28筆、7,474.91㎡。

745番は、福島新田地内の農地7筆、2万0,509㎡。

746番は、福島新田地内外の農地計25筆、2万1,340.48㎡。

28ページをお願いいたします。

747番は、福島新田地内外の農地計12筆、1万5,053㎡。

748番は、福島新田地内の農地1筆、4,947㎡。

749番は、福島新田地内の農地7筆、9,226㎡。

30ページをお願いいたします。

750番は、福島新田地内の農地10筆、1万0,229㎡。

751番は、若宮新田地内外の農地計4筆、1万0,107㎡。

752番は、一ツ屋敷新田地内の農地6筆、3,569㎡。

753番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、3,124㎡。

754番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、4,563㎡。

32ページをお願いいたします。

755番は、福島新田地内外の農地計37筆、3万6,066㎡。

以上、31件は、新潟県農林公社が、新規に、10年間、利用権設定をするものであります。

次の756番から36ページの762番までの7件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、佐藤会長代理の隣に着席願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

それでは、第2調査部会の調査結果について、ご報告いたします。

第2調査部会では、3月24日午前9時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時26分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転3件、新規設定57件、再設定7件、合計件数67件、面積60万2,747.59㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が、利用権設定をする案件以外の36件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また、新潟県農林公社が利用権設定をする31件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

48ページをご覧ください。今月、意見を求められている案件は、新規設定5件、面積41万6,916.18㎡、利用権移転2件、2,943㎡、合計では7件、面積41万9,859.18㎡であります。

37ページにお戻りをいただき、1番から順にご説明をいたします。

なお、「議第2号参考」といたしまして、本年2月10日現在の「借受希望者リスト」を送付させていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、下保内地内の農地1筆、2,023㎡。

2番は、西中地内外の農地計8筆、1万0,782㎡。

3番は、金子新田地内の農地8筆、8,270㎡。

4番は、福島新田地内外の農地計418筆、合計は46ページに記載しておりますが、35万9,775.18㎡。

5番は、一ツ屋敷新田地内外の農地計37筆、3万6,066㎡。

以上、5件は、それぞれ記載の借り受け人に、新規に、貸付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件につきまして、ご説明をいたします。

6番は、平成28年1月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の福島新田地内の農地6筆、975㎡について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

48ページをお願いいたします。

7番は、平成31年3月総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の岩淵地内の農地5筆、1,968㎡について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

以上、2件は、それぞれ記載の借り受け人に、利用権移転をしたいとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定5件、利用権移転2件、合計件数7件、面積41万9,859.18㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることと答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

51ページをご覧願います。今月の申請は9件で、合計面積5万2,288㎡であります。

49ページにお戻りをお願いいたします。

66番は、福島新田地内の農地4筆、1,037㎡を譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

67番は、福島新田地内の農地5筆、2,662㎡を譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

68番は、福島新田地内の農地3筆、2,385㎡を譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

69番は、福島新田地内の農地1筆、75㎡を譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

50ページをお願いいたします。

70番は、福島新田地内の農地4筆、1,567㎡を譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

71番は、島川原地内の農地1筆、998㎡を譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

72番は、栗林地内の農地5筆、4,171㎡を譲り受け人が、譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

73番は、千把野新田地内外の農地計7筆、3万3,519㎡を同一世帯内において、譲り受け人が贈与により取得するものであります。

74番は、長沢地内外の農地計12筆、5,874㎡を同一世帯内において、譲り受け人が贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、贈与によるもの3件、合計件数9件、面積5万2,288㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

53ページをご覧ください。今月の申請は4件で、合計面積2,375㎡であります。

52ページにお戻りをお願いいたします。

21番は、須戸新田地内の農地1筆、66㎡を売買により取得し、駐車場2台及び雪捨場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、旭小学校南東850m付近で、住宅等が連たん

する区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の122番で農地法第5条の許可申請がなされております。

22番は、三柳地内の農地1筆、290㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、井栗小学校東側450m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の123番で農地法第5条の許可申請がなされております。

23番は、三柳地内の農地1筆、41㎡を売買により取得し、駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、井栗小学校東側450m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の124番で農地法第5条の許可申請がなされております。

24番は、計画変更のみの申請で、須頃1丁目地内の農地2筆、1,978㎡をマンション1棟及び駐車場61台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、燕三条駅南西300m付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積2,375㎡で、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

54ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積408㎡であります。

10番は、上須頃地内の農地1筆、408㎡を住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、須頃小学校北西450m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積408㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ

いて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

56ページをご覧願います。今月の申請は9件で、合計面積3,480.15㎡であります。

55ページにお戻りをお願いいたします。

122番、123番、124番は、先ほどご審議をいただきました、議第4号『事業計画変更申請について』の21番、22番、23番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

125番は、嘉坪川1丁目地内の農地2筆、263㎡を売買により取得し、建て売り住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、第二中学校東側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

126番は、桜木町地内の農地1筆、115㎡を売買により取得し、駐車場6台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条ものづくり学校（旧南小学校）北側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

56ページをお願いいたします。

127番は、直江町3丁目地内の農地3筆、1,196㎡を売買により取得し、集合住宅2棟、駐輪場1棟及び駐車場24台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点北西400m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

128番は、曲淵3丁目地内の農地1筆、853㎡を売買により取得し、宅地分譲地5区画の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、新潟県立三条高等学校北東450m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

129番は、西本成寺地内の農地1筆、495㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び車庫1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、本成寺中学校北側100m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地東側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

130番は、荻島地内の農地4筆、161.15㎡を使用貸借権の設定により、北側

既存宅地73.83㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、景雲橋北詰交差点東側550m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積3,480.15㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。大変ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

それでは、追加議案の日程についてお諮りしたいと思います。

お諮りします。議第7号として『三条市農業委員会規則の一部改正について』を、そして議第8号として『農業委員会事務局職員の配置替について』を、議事日程に追加したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしというご発言がございますので、議第7号及び議第8号を追加議案といたします。

議長（野崎会長）

それでは、議第7号『三条市農業委員会規則の一部改正について』を議題といたしま

す。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『三条市農業委員会規則の一部改正について』ご説明をいたします。

追加議案の1ページをご覧ください。1、改正等の趣旨につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による特別職の任用の厳格化及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、当市の一般任用職員制度の整理が行われたことから、必要な改正を行うものであります。

2ページをご覧ください。改正の内容につきましては、三条市農業委員会規則第8条第1項中の「臨時職員」を「一般任用職員又は臨時的任用職員」に改めるものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをします。議第7号につきましては、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号の審議に入る前に、事務局職員全員の退室をお願いいたします。

（事務局職員退室）

議長（野崎会長）

それでは、議第8号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

令和2年4月1日付の「農業委員会事務局職員の配置替について」で、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律26条第3項の規定により承認を求めます。

配置替えにより農業委員会事務局職員の職を解く者。局長、清水学、一般任用主事、左居香。

配置替えにより農業委員会事務局職員として任用する者。局長、阿部勝峰、一般任用主事、味田佐恵子。

以上です。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただい

ま提案しましたとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、暫時休憩に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(午後3時54分から午後3時57分まで休憩)

議長(野崎会長)

休憩を閉じ、会議を再開したいと思います。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移りたいと思います。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告を頂いておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局(清水事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長(野崎会長)

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長(2番阿部眞佐雄委員)

来月は、第3調査部会の当番でございます。4月24日午前9時より厚生会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時半から開会を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、定例総会を閉会したいと思います。大変ありがとうございました。

午後4時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 6 番）

議事録署名委員（ 1 4 番）
